

マンガでよくわかる!

解体

工事

元請編

令和7年度建設系廃棄物適正処理セミナー

令和7年12月10日

津会場

令和7年12月11日

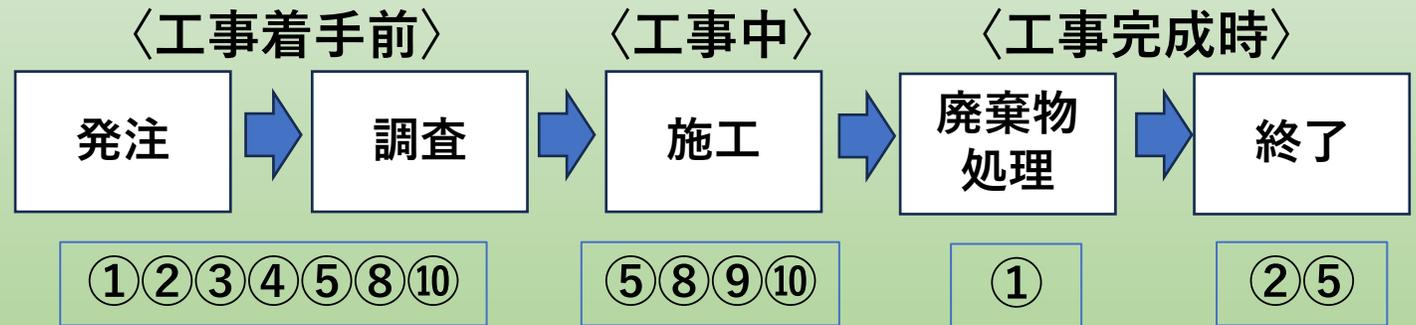
四日市会場

令和7年12月16日

松阪会場

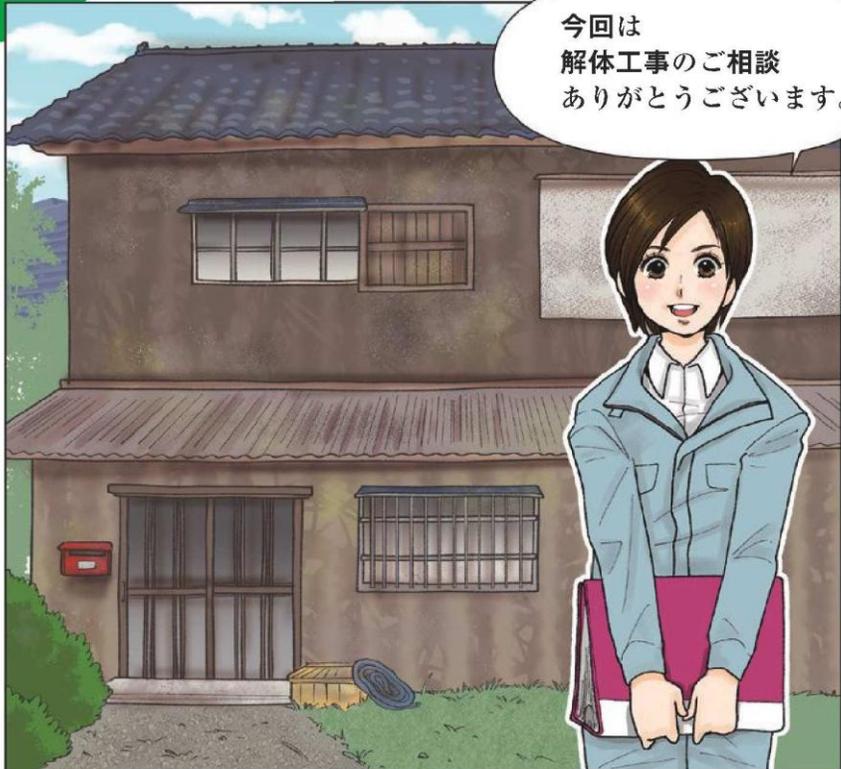
Scene 0 本セミナーで解説する関係法令一覧

- 【1】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 【廃棄物処理法】
- 【2】 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 【産廃条例】
- 【3】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 【フロン排出抑制法】
- 【4】 特定家庭用機器再商品化法 【家電リサイクル法】
- 【5】 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 【建設リサイクル法】
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 【分別解体等省令】
- 【6】 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 【労働保険徴収法】
- 【7】 建設業法
- 【8】 建築基準法
- 【9】 労働安全衛生法
石綿障害予防規則
- 【10】 大気汚染防止法



- この冊子は解体工事に係る主な法令、条項を抽出し解説するものです。
全ての法令を網羅するものではありませんのでご承知おきください。
- この冊子は令和5年3月31日時点での法令を参考に作成しています。

私たちにお任せください



私たちに任せください

残置物の処理は誰の責任？

残置物の処理は誰の責任？



家電リサイクル券とは？

家電リサイクル法で指定された
家電4品目は、
一般の廃棄物とは別に
その処分方法が定められており
廃棄する際に必要となる券のこと

冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機

テレビ エアコン

解体工事までに
家電リサイクル券を購入しての
廃棄が必要です。

持ち込み先も
指定されていますので、
ご確認ください。



Scene 1 解体工事業の登録

建設リサイクル法により、分別解体等の施工技術を確保し、不良・不適格解体業者を排除するために、解体工事業の都道府県知事の登録が義務付けられています。

建設業の許可を必要としない軽微な工事(請負金額が、建築一式工事の場合は1,500万円未満、それ以外の工事については500万円未満の工事)に該当する解体工事を請け負おうとする場合に、解体工事業を行おうとする区域を管轄する知事の解体工事業者の登録を受けなければなりません。

また、登録にあたっては、技術管理者が選任されていることが必要です。

●建物解体工事に必要な資格

請負金額が500万以上の建物解体工事	解体工事業の許可（建設業法）
請負金額が500万未満の建物解体工事	土木工事業又は、建築工事業又は、解体工事業の許可（建設業法） 管轄する都道府県で解体工事業の登録（建設リサイクル法）

●解体工事業登録の申請の窓口

登録申請者	① 三重県内に本社をおく者	県 建設事務所 総務・管理室 総務課 又は総務・管理・建築室 総務課
	② ①以外の者	県土整備部 建設業課

登録を受けないで解体工事業を営んだ者：一年以下の懲役又は50万円以下の罰金

Scene 2 残置物の取り扱い

建築物の解体時に「**施主(発注者)**=**建築物の所有者**」が残置した廃棄物(残置物)は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物(解体物)とは異なり、その処理責任は**施主(発注者)**にあります。

残置物のうち廃家電4品目は、施主(発注者)に家電リサイクル法に基づき処理をするように依頼してください

残置物は、**施主(発注者)**に処理責任があり、撤去するのが本来のルールであることを**元請業者は施主(発注者)**に説明の上、廃家電4品目については家電リサイクル法に則した適正な処理(廃棄)を依頼してください。

家電4品目とは

家電リサイクル法の対象品目である「**エアコン**」「**テレビ**」「**冷蔵庫・冷凍庫**」「**洗濯機・衣類乾燥機**」(いずれも家庭用機器に限る)のこと。

※事業所で使われている家庭用機器(家電4品目)も、家電リサイクル法の対象です。

家電4品目の持ち込み方法	手 順
家電販売店に処理を依頼	購入した家電販売店にリサイクル料金等を支払って引取を依頼
自分で指定引き取り場所に持参	郵便局でリサイクル料金を支払い指定引き取り場所に持ち込む
一般廃棄物収集運搬業者に運搬を依頼	郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引き取り場所までの運搬を依頼する。(収集運搬費用がかかります)

事前調査・確認(分別解体等の計画等の作成)



Scene3 建設リサイクル法の対象工事等

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の建設工事については、現場で分別解体することが義務付けられています。

さらに、分別解体することによって生じた特定建設資材の廃棄物について、再資源化等が義務付けられています。

● 特定建設資材とは・・・

● 一定規模以上の建設工事とは・・・

特定建設資材

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

一定規模以上の建設工事（対象建設工事）

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80 m ²
建築物の新築・増築	延床面積 500 m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円
建築物以外の工事（土木工事等）	請負金額 500万円

Scene3 事前調査と分別解体等の計画等

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、対象建築物等についての調査を実施し、「分別解体等の計画等」を作成しなければなりません。

(建リ法第9条第1項、同第2項、建リ法施行規則第2条第1項1号、同2号)

「分別解体等の計画等」について

分別解体等の計画等は別表1「建築物に係る解体工事」、別表2「建築物に係る新築工事等」、別表3「建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等」があります。工事の種類に応じた法定様式を参照してください。

(法定様式は三重県のホームページからダウンロードできます。)

石綿(アスベスト)・フロンが使用されている場合は『有』にチェックを入れてください。

備考欄に、特定建設資材廃棄物別に搬入を予定している再資源化等を行う事業者名を記入してください。「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する要綱(三重県 令和7年4月)

分別解体等の計画等の記入例など詳しくは「マンガでよくわかる！解体工事(元請編)」P9を参照してください。

分別解体等の計画等 (建築物に係る解体工事)

別表1 (A4) 建築物に係る解体工事		分別解体等の計画等	
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況 建築年数 年、棟数 棟 その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()	
	建築物に関する調査の結果	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	残存物品	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	石綿(アスベスト)・フロン(フロン類が使用されているもの)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の排気抑制装置にフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
	その他	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
□内装材に木材が含まれる場合		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()	
廃棄物発生見込み	建築物に用いられた建設資材の量の見込み	種類	発生が見込まれる部分(注)
	建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み	<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンク <input type="checkbox"/> 建設発生木材	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
備考			

事前調査・確認

(フロン類を使用した機器、石綿(アスベスト)の有無)



Scene 4 業務用冷凍空調機器の事前確認

- 特定解体工事元請業者の義務
 - 特定解体工事元請業者は第一種特定製品の有無について**事前確認**を行い、特定解体工事発注者に対して**書面（事前確認書）を交付して説明**（法第42条）



- **当該書面の写しを3年間保存**（法第42条）

※書面は発注者・解体業者（元請）それぞれが保存する。

- 業務用冷凍空調機器の廃棄物処理業者・リサイクル業者への引き渡し手順

- ①発注者が第一種フロン類充填回収業者に回収する方法
 - ②発注者から**委託確認書**の交付を受け元請会社が充填回収業者に回収を依頼する方法
- 引取証明書**の写しとともに引取等実施者（廃棄物処理業者・リサイクル業者）に当該機器を引き渡し

Scene 4 石綿含有建材のレベル分類

レベル1	レベル2	レベル3	石綿含有仕上塗材
【石綿含有吹付け材】 ①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式) ③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(湿式)) ④石綿含有吹付けバーミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト	【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第2種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折版裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④バーミキュライト保温材 ⑤パーライト保温材 ⑥不定形保温材(水練り保温材)	【石綿含有成形板等】 ①スレートボード ②けい酸カルシウム板第1種 ③住宅屋根用化粧スレート ④押出成形セメント板 ⑤窯業系サイディング ⑥パルプセメント板 ⑦ロックウール吸音天井板 ⑧せっこうボード ⑨セメント円筒 ⑩ビニル床タイル ⑪その他石綿含有成形板	①建築用仕上塗材(吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトは除く) ②建築用下地調整塗材
特別管理産業廃棄物		産業廃棄物	

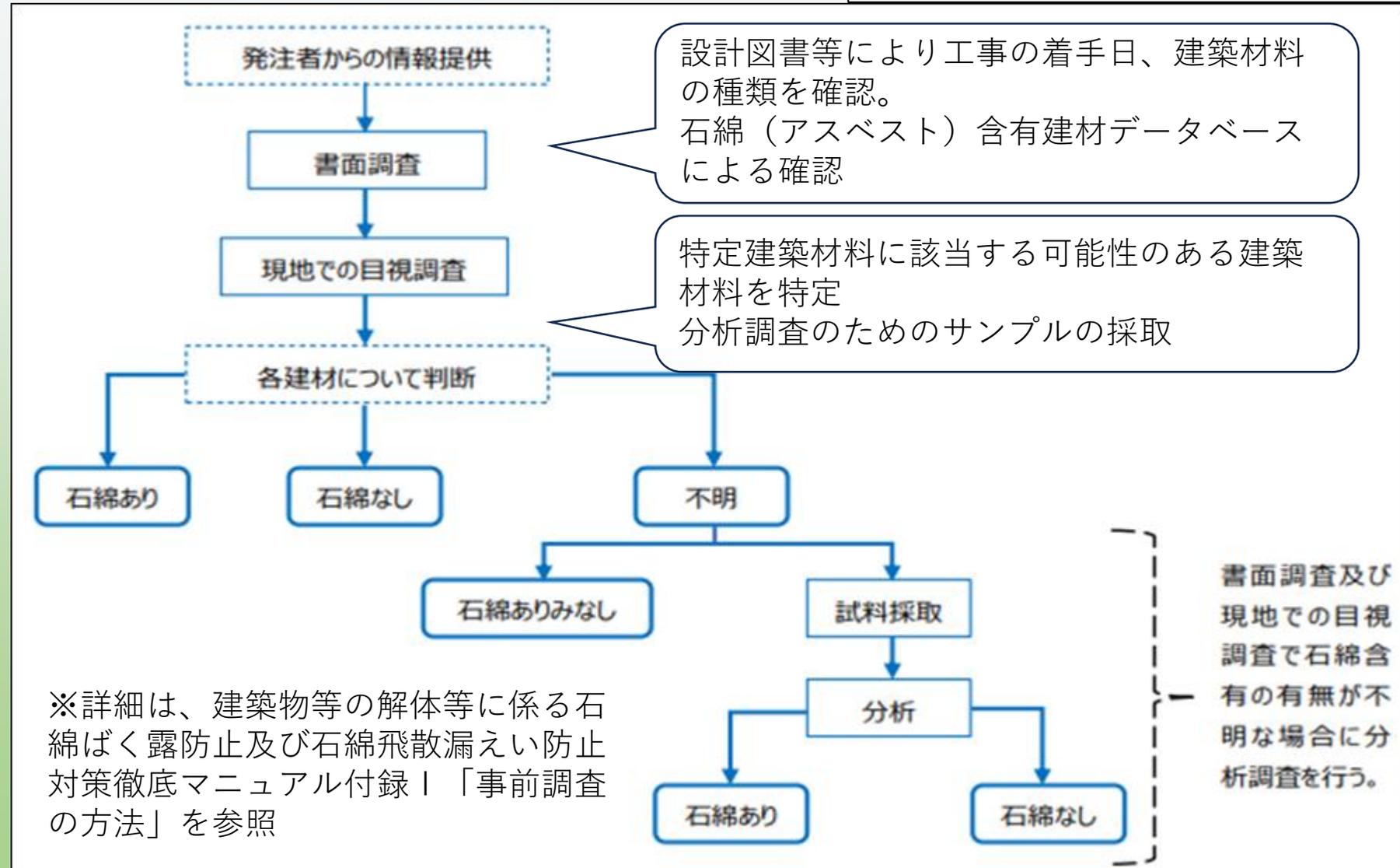
Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

大気汚染防止法
第18条の15第1項

解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

事前調査の概念図

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (p.91)



Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

調査を適切に行うために必要な知識を有する者による
事前調査

- 建築物石綿含有建材調査者等：令和5年10月1日～
- 工作物石綿事前調査者：令和8年1月1日～

事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



※一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ事前調査を行うことができる。

工作物に係る工作物石綿事前調査者については次表

補足事項（令和2年11月30日施行通知）

除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなるものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等

解体等工事に該当しないため、事前調査不要

解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合

特定建築材料の有無の目視による調査、調査者等による調査は不要

※平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事においても、書面調査、記録の保存、調査結果の掲示等が必要。

Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

工作物の解体等の作業を行う際の石綿等の使用の有無の調査

区分	対象工作物	事前調査の資格 (下記のいずれか)
特定工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象である)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備 ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備 ⑦ 発電設備 ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備	・ 工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突 ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記以外の工作物で塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料	

Scene 7 石綿の事前調査結果報告

事前調査結果の報告が必要な工事



●事前調査結果の記録作成・保存

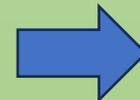
記録にはいずれの方法で判断したか、その判断根拠として使用した書類を含めて記録

「事前調査を行った者が資格者等による者であることを該当することを証明する書類」も併せて保存

保存期間：解体等工事が終了した日から **3年間**

●施主（発注者）への調査結果説明

書面により事前調査結果の結果等を説明



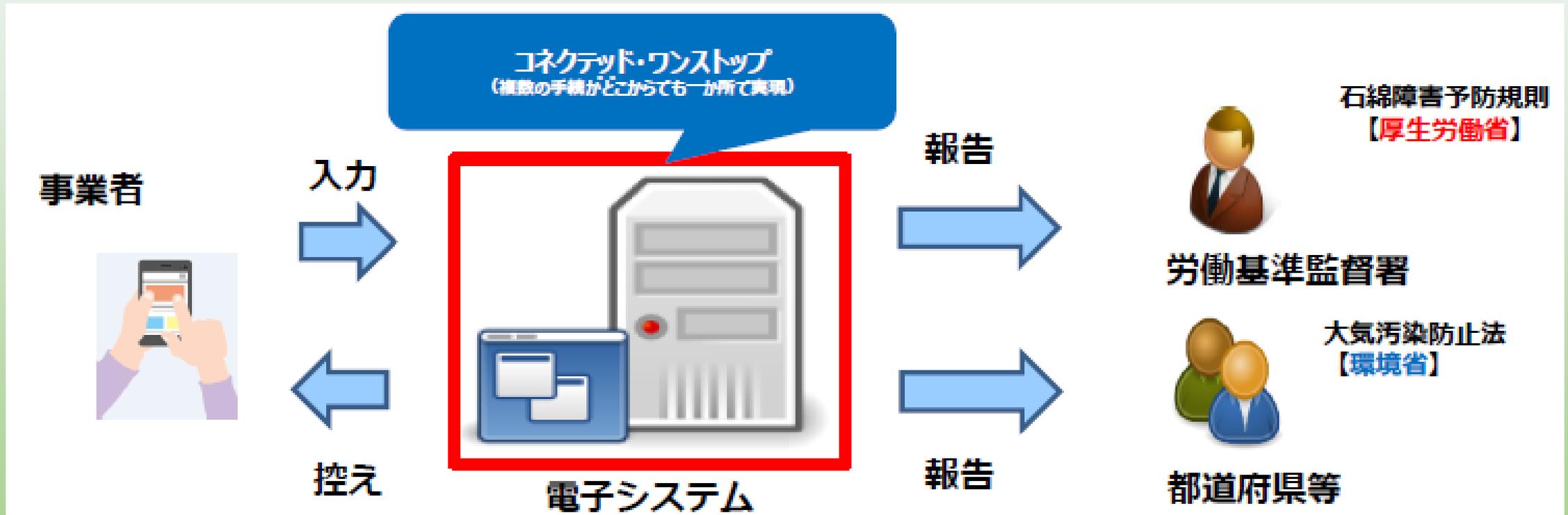
レベル1レベル2に該当する建材がある場合、作業の14日前までに施主(発注者)から自治体及び労働基準監督署にそれぞれ届出が必要になります。

Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

事前調査結果は、電子システム（Gビズ）により報告

「石綿事前調査結果報告システム」

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



事前調査結果の施主への説明書、完了報告書、現場の看板については、Gビズに入力したデータを活用し、環境省のホームページにあるツールを用いて作成することができるようになっています。

元請業者から施主(発注者)へ解体計画の説明と解体工事の請負契約

元請業者から施主(発注者)へ解体計画の説明と解体工事の請負契約



先日の調査結果をもって工事について説明に伺いました。

建設リサイクル法に基づく「分別解体等の計画等」には先日の調査結果と、解体工事の方法や産業廃棄物の発生見込量を記載しています。

また、産廃条例の説明書には、今回の解体工事に伴って発生する全ての産業廃棄物の種類別の発生見込量や処理費用などが記載してあります。



ここに確認した旨のサインをいただけますか。こちらで5年間保管しておきます。

たくさん産業廃棄物が出るのね～。



調査の際にもご説明しましたが、フロン排出抑制法に該当する機器がないことを確認した事前確認書を、そして天井に石綿含有建材を確認した事前調査の説明書面をお渡します。

フロンの方は3年間の保存義務があるので、大切に保管しておいてください。解体工事の請負契約書には分別解体の方法や費用等も記載しています。ご納得いただけましたら押印をお願いします。



分かりました。よろしくお願いたします。

ありがとうございます！これが解体工事の請負契約書となります。しっかりと法令を守った工事を最後まで徹底します。



あ！最後に重要なことをお願いします。

施主さんから建設リサイクル法の受付窓口へ届出が必要なんです。



工事着手7日前までにお願いします。

よろしくお願いたします。

私から出すんですね。わかりました。

Scene 5 元請業者から施主への解体計画の説明

分別解体等の計画等(建設リサイクル法)

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、作成した「分別解体等の計画等」に基づき、届出に係る事項について書面で説明する必要があります。(対象建設工事や「届出に係る事項」についてはP8、P16参照)

フロン類の確認結果(フロン排出抑制法)

事前確認書を渡して、フロン排出抑制法に該当する機器の有無を説明する必要があります。事前確認書は施主(発注者)及び元請業者それぞれが3年間保存する必要があります。

※該当する機器がない場合でも書面を保存してください。

石綿の事前調査説明書面(大気汚染防止法)

説明書面を渡して、石綿含有建材の有無を説明する必要があります。説明書面の写しは、元請業者が、事前調査結果の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

発生する産業廃棄物の説明(産廃条例)

解体工事を始める前に、産廃条例に基づき、**解体工事で生ずる全ての産業廃棄物**について以下の説明をして、内容の確認を受ける必要があります。

産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類ごとの、

- ① 発生見込量
- ② 予定処分先
- ③ 予定処分方法
- ④ 処理費用

※元請業者には説明に用いた書面の写しを5年間保存する義務があります。

※対象工事や様式等の産廃条例の詳細はP34、P35を参照

Scene 5 元請業者から施主への解体計画の説明

発注者への説明

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。（建り法第12条）

建設リサイクル法では、対象建設工事の事前届出を発注者に義務付けていますが、実際に分別解体等を実施するのは、工事の元請業者です。分別解体等が適正に実施されるためには、発注者の届出の内容と発注者・元請業者間の請負契約の内容が一致していることが必要となります。このため、元請業者は、作成した「分別解体等の計画等」に基づき、届出事項について書面で説明しなければなりません。発注者はそれを受領・確認することが必要です。

工事請負契約

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際は、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。
（建り法第13条、分別解体等省令第4条）

■ 契約書記載事項

建設業法第19条第1項に定めるもの十

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

Scene 5 建設リサイクル法に係る事前届出

建設リサイクル法に係る事前届出の手順

いつ?

工事に着手する日の **7日前**までに届出書の提出

誰が?

発注者
(受注者は、業として行わないのであれば、代理、代行できる)

どこに?

県の建設事務所または、市の届出窓口 

何を?

届出書・分別解体等の計画等・添付資料を提出

届出をせず、または虚偽の届出をした者：**20万円以下の罰金**

●届出に必要な書類

書類名	説明
①届出書	省令様式（国の様式）
②別表1～3のうちいずれか	省令様式（国の様式） ※工事種別により対応する別表を添付 ・解体工事 → 別表1 ・新築等工事 → 別表2 ・建築物以外の工事 → 別表3
③案内図	工事現場が特定できる地図 (工事現場を赤色で明示)
④設計図等	a.かb.のうちいずれかの図書 a.配置図、2面以上の立面図、各階平面図 b.建築物の状況が分かる2面以上のカラー写真
⑤工事の概略工程表	届出書5欄に記入できない場合（様式は任意）
⑥委任状	届出を委任する場合は必要（県要綱にて様式を規定）

建築物	津市、四日市市、 鈴鹿市、桑名市、 松阪市内	当該市役所担当課
	上記以外	県の建設事務所 建築開発室、又は総務・管理・建築室 建築開発課
	伊賀市、名張市、 亀山市内の2号（木造で 地階を除く階数が3以上、 延べ面積300m ² 超及び高さが 16m超を除く）又は3号建築物が 対象の場合	当該市役所 担当課 (ただし県の許可を必要とする建築物を除く)
建築物以外	津市、四日市市、 鈴鹿市、桑名市、 松阪市内	当該市役所 担当課
	上記以外	県の建設事務所 事業推進室 工事統括課

解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約

解体工事の下請負契約と産業廃棄物の処理委託契約



※1: 産廃条例第7条で処分先の実地確認が義務付けられています。
※2: 解体工事現場の外で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第3項若しくは、産廃条例第8条に基づく届出が必要なケースがあります。(詳細は「下請・収集運搬業者編」P23を確認ください。)

解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約

解体工事の下請負契約と産業廃棄物の処理委託契約



Scene 6 下請負契約時の届出事項の告知・確認

建設リサイクル法の対象建設工事の下請契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について、告知しなければなりません。（建リ法第12条第2項）

また、当該下請負契約の際には、分別解体・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。

（建リ法第13条、分別解体等省令第4条）

下請業者が適切な見積や適正な施工を行うためには、発注者が届出た分別解体等の方法を理解していなければなりません。

そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請業者へ告知しなければなりません。

また、下請負契約では、発注者と元請業者との契約と同様に右記の①～④の内容を契約書面に記載する必要があります。

■ 契約書記載事項

- ①分別解体等の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

● 下請契約書記載事項の留意点

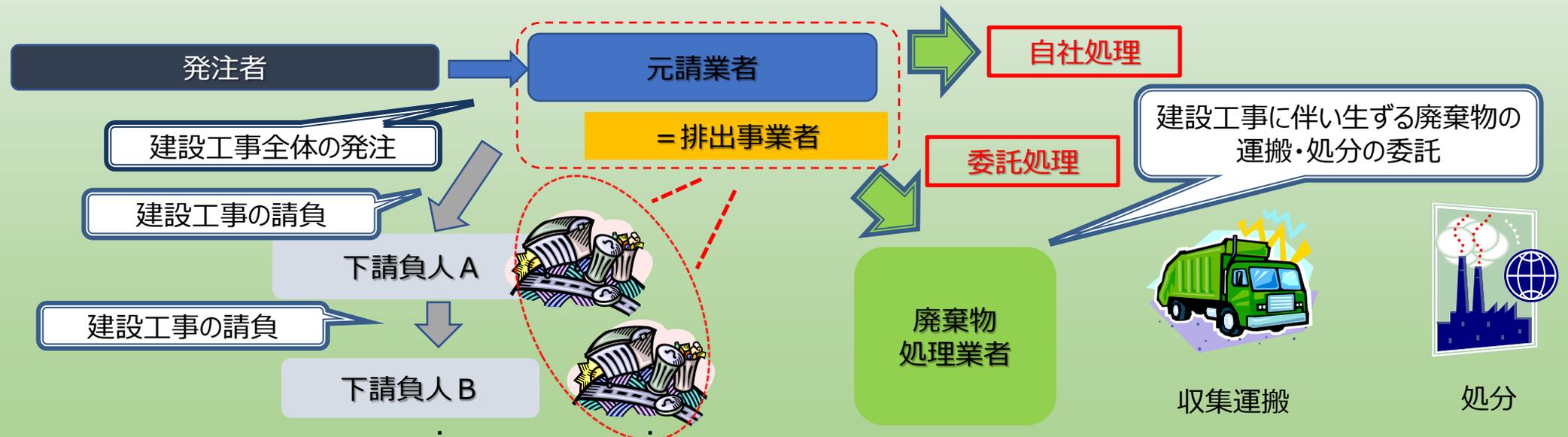
③、④の再資源化等に関する施設名称や費用については、通常は元請が排出者となることから、原則として「該当なし」、「0円」となります。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する特例 (廃掃法第21条の3)

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有するという原則を確立。

効果

- 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならない。
- 下請負人は、廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を有していなければならない。



排出事業者を明確にすることで、排出事業者責任の徹底を図り、建設系廃棄物の不法投棄等を防止する。

Scene 6 産業廃棄物処理委託時の実地確認

平成22年の廃棄物処理法の改正により、**排出事業者に対して**、産業廃棄物の処理を委託する場合において**処理の状況に関する確認を行う努力義務規定**が定められました。

三重県産廃条例では、独自に、委託しようとする処分業者が当該産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを確認し、記録して5年間保存しておくことを定めています。
さらに、一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも確認を行うよう定めています。

確認の方法

- 1 自ら**実地に調査**し、及び確認すること。
- 2 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。
- 3 優良産廃処理業者（優良認定取得後に特定不利益処分を受けていない者に限る）が公開している情報により、自ら確認すること。

記録する項目

- 1 確認の年月日
- 2 確認の方法
- 3 委託に係る産業廃棄物を処理する施設における処分の状況
- 4 委託に係る産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無
- 5 委託に係る産業廃棄物の保管の状況

Scene 8 主任技術者等の選任

主任技術者・技術管理者

●主任技術者の設置 建設業法第26条

建設業者は、建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置かなければならない。

●技術管理者の設置 建設リサイクル法第31条

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を選任しなければならない。

●技術管理者の職務 建設リサイクル法第32条

解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。

Scene 8 事前措置

事前措置(有害物質の措置等)

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなりません。
(建リ法第9条第2項、建リ法施行規則第2条第1項3号)

分別解体等の実施の前に、分別解体等の計画等に従い、下記の措置を講ずる必要があります。

■事前措置の内容とその主な留意点

- ①作業場所の確保
- ②搬出入経路の確保
- ③残存物品の搬出の確認（発注者が処理）（解体、増築・修繕・模様替え工事の場合のみ）
- ④付着物等の除去（解体、増築・修繕・模様替え工事の場合のみ）
 - ・労働安全衛生法、大気汚染防止法により粉塵等の飛散防止措置を講じる必要があります。

Scene 8 施工（分別解体等）

施工（分別解体等）

建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートを現場で分別しなければなりません。

（建り法第9条第1項、同条第2項、建り法施行規則第2条第1項4号、同第3～第7項）

1. 施工時の体制

- ①建設業許可においては、**監理技術者又は主任技術者**、解体工事業者においては、**技術管理者を設置して**、技術的な管理を行わせることが必要です。
- ②建設業許可または解体工事登録の**標識を掲示**しなければなりません。

2. 分別解体

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するため、また、その他の副産物についても再資源化または適正処理を確保するために必要な分別をできるように、**建設リサイクル法の施工方法の基準に従い分別解体**することが必要です。

■ 施工方法の基準

● 建築物の解体工事

- ①建築設備、内装材その他の建築物の部分（建具、造作材等）の取り外し
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材並びに構造体力上主要な部分の取り壊し
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

● 工作物の解体工事

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に付属する物の取り外し
- ②工作物のうち基礎以外の部分の取り外し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り外し

Scene 8 建設副産物の再資源化等・適正処理

建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材について、再資源化をしなければなりません
(建リ法第16条)

対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化しなければなりません。

なお、木材についても再資源化をしなければなりません。工事現場から50kmの範囲内に再生資源化施設が無い場合等は、焼却等によりその容積を減らす縮減を行ってもよいこととなっています。しかし、縮減を選択する場合であっても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。

石綿(アスベスト)除去工事について



Scene 9 石綿（アスベスト）除去の作業基準の例

【作業基準の例】(大気汚染防止法第18条の14、同法施行規則第16条の4第6項)

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸 カルシウム板第1種	※除去時は①、②またはこれと同等以上の措置(※1)を講ずること
	①切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること (1)除去部分の周辺を事前に養生すること (2)除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(②(1)の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の石綿含有 成形板等	①切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法による除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

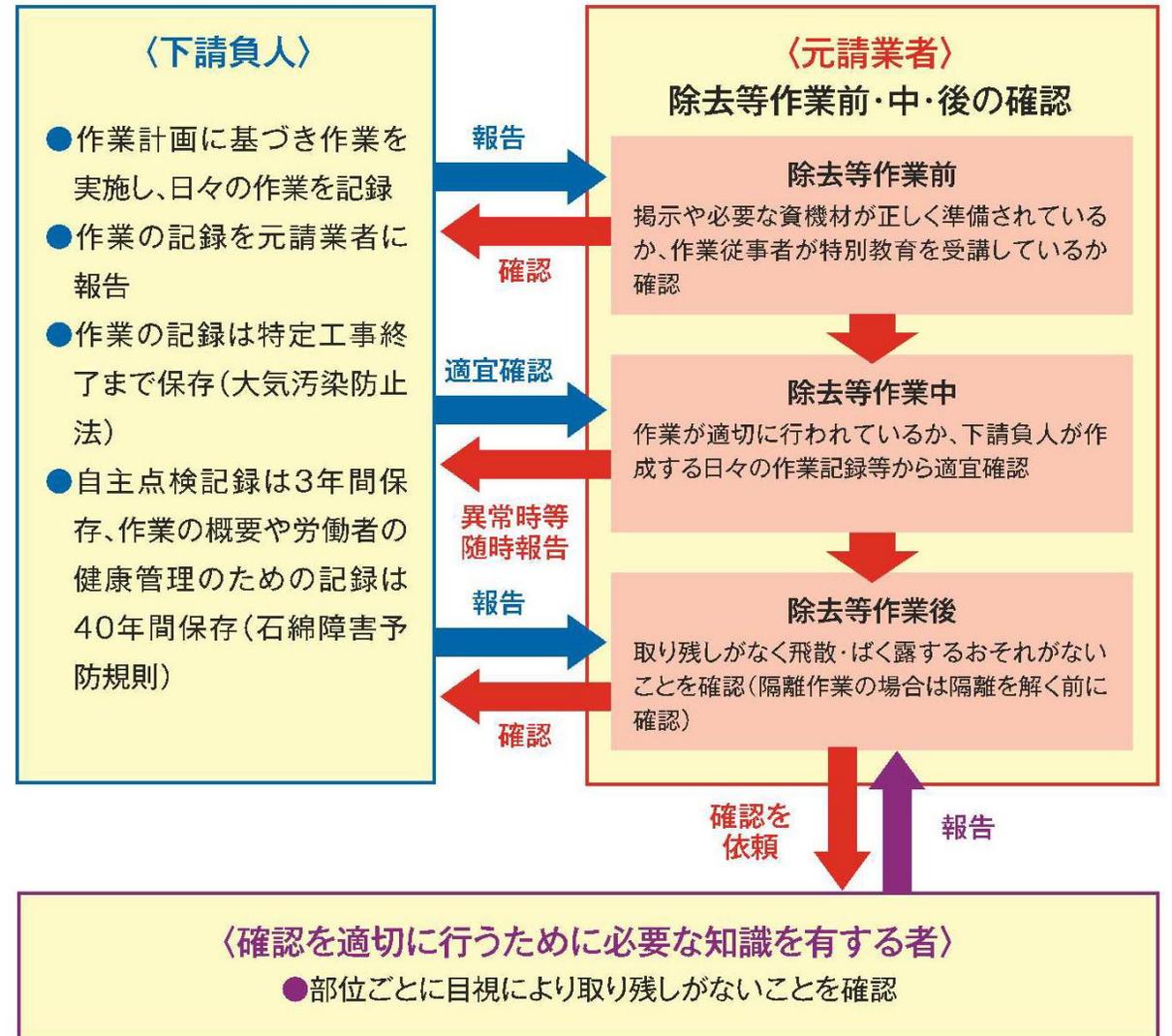
※1…同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2…薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

★石綿障害予防規則に基づく、作業方法(作業基準)についても遵守してください。

Scene 9 除去等作業の流れ

- 作業計画の作成
- 事前調査結果の掲示、現場への備え置き
- 作業基準の遵守
- 作業実施状況の記録作成・保存
- 取り残し等の確認
調査者等または石綿作業主任者が取り残しが
ないこと等を確認する。
- 作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存
結果を書面で施主（発注者）に報告し、報告書
面を保存する。



元請業者によるManifestの交付と産業廃棄物の運搬

元請業者によるManifestの交付と産業廃棄物の運搬



元請業者によるManifestの交付と産業廃棄物の運搬

元請業者によるManifestの交付と産業廃棄物の運搬



※産廃条例で最終処分した旨の報告を受けた日から15日以内と定められています。

工事完了後の報告



Scene 11 工事完了後の報告

特定建設資材廃棄物の再資源化完了報告 (建設リサイクル法)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを発注者に書面で報告しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

●報告事項

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用

石綿（アスベスト）の除去報告 (大気汚染防止法)

元請業者は特定粉じん排出等作業（石綿の除去作業）が完了したときは、発注者に対し書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

産業廃棄物処理に関する報告 (三重県産業廃棄物条例)

元請業者は発注者に以下のいずれかの写しを交付するとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した書面による報告をして内容の確認を受けなければなりません。

●提示内容

- ①マニフェスト（管理票）の写し 又は
- ②電子マニフェストの写し

発注者が産業廃棄物を適正に処理していないことを知ったときは、元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努めることとされています。

ご清聴ありがとうございました